中小企業のための講演会・法律相談会

9月20日 -斉相談会

八屋用に関え

最近は、日常生活において働いている外国人の方を多く見かけます。

企業の方々からも、人手不足の影響から、「うちでも外国人を雇用したい」という意見をよく耳にします。 日本で働く外国人のうち、特に最近よく耳にする機会が多いのが「技能実習生」という方々です。技能実習 生は、「技能実習」という在留資格のもとで、技能等を修得するために働いている外国人であり、その数は 年々増加傾向にあります。他方で、失踪者が多いといった問題点も聞いたことがあるのではないでしょうか。 今回のセミナーでは、そもそも技能実習とはどのようなものであるのか、いかなる職種で働くことが認めら れているのか、技能実習生を雇用した事例では、どのようなことを注意する必要があるのかについて、解説 をします。

また、2019年4月からは、新しい在留資格として「特定技能」が設けられました。 この「特定技能」についても、その内容や、いかなる職種で認められるものなのか という点を説明するとともに、技能実習との関連についても、解説をします。

2019年 9月20日(金)

① 13:30~15:10 講演会

(2) 15:15~17:15 無料法律相談会 (事前予約)

久留米商工会館(久留米市城南町15-5 TEL 0942-33-0213)

所

70名

参加費

無料



場

かばしま法律事務所 實氏 弁護士 竹田

テーマ/外国人雇用について



福岡働き方改革支援センター 社会保险 河見 和彦 氏

テーマ/外国人雇用助成金について

15:15~ 17:15



1回30分 先着8名

(要事前予約)

- 弁護士による無料法律相談
- 経営上の様々な法律問題に関する相談

: 福岡県弁護士会 福岡働き方改革支援センター 久留米商工会議所

中小企業のための講演会・法律相談会 申込書

参 加 種 別	□ 講演会 □ 無料法律相談 ※希望される項目にチェック (相談ご希望の方には、後日、弁護士会より相談時間などをご連絡します)
会社・団体・事業所名	
所 在 地	
電話番号	
参加者名 (役職名)	

※本申込書に記載された個人情報に関しては、講演会・相談会の運営に必要な範囲で利用いたします。それ以外の目的では、利用いたしません。